

159. 重要物産同業

重要物産同業組合ハ明治三十三年法律第三十五號重要物産同業組合法ニ依リ組合員協同一致シテ製造又ハ販賣ニ關スル營業者又ハ之ト密接ノ關係ヲ有スル營業者相集リテ設立シタル組合ナリ

Table with 11 columns: 蠶絲及蠶種, 織物, 米穀, 材木, 肥料, 醬油味噌及溜, 紙, 木炭, 陶磁器, 花菴及蘭菴. Rows include regional counts (I-XI) and a total row.

二府縣ニ渉ル同業組合及同聯合會ニ付テハ主タル事務所ノ所在地ノ道府縣ニ包含セシメタリ*印ハ同業組合聯合會ナリ

組合 (地方別) 明治四十五年大正元年十二月三十一日

營業上ノ弊害ヲ矯正シ、其ノ利益ヲ増進スル目的ヲ以テ農商務大臣ノ認定ニ依ル重要物産ノ生産、同業組合聯合會ハ同法ニ依ル同業組合相互ノ氣脈ヲ通シ其目的ヲ達スル爲設置シタルモノナリ

Table with 14 columns: 藥品, 漆器, 金屬製品及同加工品, 木製品, 竹製品, 眞田, 柑橘, 砂糖, 染色, 麵類, 荒物菓工品, 雜, 計. Rows include regional counts (I-XI) and a total row.